

消防用設備等・特殊消防用設備等 点検・報告のしおり

財団法人日本消防設備安全センター 編



消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・報告は防火対象物関係者の義務です。

定期点検報告制度

消防用設備等及び特殊消防用設備等は、いつ火災が発生しても確実に機能を発揮するものでなければなりません。このため、消防法では、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置義務がある防火対象物の関係者に対し、その設置した消防用設備等又は特殊消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防機関へ報告することを義務づけています。

点検実施者

消防用設備等又は特殊消防用設備等を点検するには専門的な知識・技能を必要とします。このため、防火対象物の規模や構造により人命危険度の高い防火対象物にあっては、有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）に点検を行わせることとされています。

有資格者に点検を行わせなければならない防火対象物は、次のとおりです。

- ①延べ面積1,000m²以上の特定防火対象物
 - ②延べ面積1,000m²以上の非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定したもの
 - ③特定用途に供される部分が避難階以外の階にある防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2つ（屋外に設けられた避難上有効な構造を有する場合にあっては、1つ）以上設けられていないもの
(詳細は、末尾の消防法施行令第36条第2項参照)
- 上記以外の防火対象物は、防火管理者等でも点検することができますが、専門的な知識・技能を有する有資格者に点検させることが望ましいです。

点検の内容と点検の期間

点検は、6月ごとに行う機器点検と、1年ごとに行う総

合点検とに分けて行います。

なお、特殊消防用設備等にあっては、設備等設置維持計画によります。

点検結果の報告

点検の結果は、所定の様式に記入し、特定防火対象物にあっては1年に1回、その他の防火対象物にあっては3年に1回消防機関へ報告しなければなりません。

点検・報告義務のある人

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置義務がある防火対象物の関係者（所有者・占有者・管理者など）

罰則

点検結果の報告をしない者、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられるとともに、その法人に対して罰金刑が科せられます。

点検済表示制度

消防法に基づく消防用設備等の適正な点検の実施を推進するために、点検実施者の責任を明確にし、防火対象物関係者等による点検制度の確実な履行を促進することなどを目的とした消防用設備等点検済表示制度が、平成3年5月から施行されました。

この制度は、都道府県消防設備保守協会が、適正な点検を行う意思及び能力があるとして登録（登録申請→審査→承認）した点検業者等に対してラベルを交付し、点検業者等は、点検を行った消防用設備等にこのラベルを貼付するものです。

平成8年4月からは、ラベルが貼付されている場合には、点検結果報告書の添付書類の省略や消防機関による立入検査時の確認事務の簡素化などが図られることになりました。

点検・整備は確実に!!

点検・報告義務のある人

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が義務づけられている防火対象物の関係者（所有者・占有者・管理者など）

点検をする人

消防設備士・消防設備点検資格者など

報告を受ける人

消防長又は消防署長

罰 則

消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告をしない者又は虚偽の報告をした者

- 30万円以下の罰金又は拘留（消防法第44条第7号の3）
- 上記の場合、その法人に対しても上記に定める罰金刑が科せられます。（消防法第45条第3号=両罰規定）

高額請求 不適正な点検 消火器の訪問点検にご注意

消防用設備等の種類別点検資格・点検期間

根拠法令：点検資格 平成16年消防庁告示第10号
点検期間 平成16年消防庁告示第9号

消防用設備等の種類	点検資格		点検期間			
	消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器点検	総合点検		
消防設備	消火器及び簡易消火用具	第6類	第1種	1年ごと		
	屋内消火栓設備	第1類				
	スプリンクラー設備					
	水噴霧消火設備	第2類				
	泡消火設備					
	不活性ガス消火設備	第3類				
	ハロゲン化物消火設備					
	粉末消火設備					
	屋外消火栓設備	第1類				
	動力消防ポンプ設備	第1類又は第2類				
警報設備	パッケージ型消火設備*	第1類、第2類 又は第3類		6月ごと		
	パッケージ型自動消火設備*					
	自動火災報知設備	第4類				
	ガス漏れ火災警報設備					
	漏電火災警報器	第7類				
避難設備	消防機関へ通報する火災報知設備	第4類	第2種	1年ごと		
	非常警報器具及び非常警報設備	第4類又は第7類				
	すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具	第5類				
	誘導灯及び誘導標識	第4類又は第7類 電気工事士又は 電気主任技術者の免状の交付を受けている者				
消防防水	防火水槽又はこれに代わる貯水池 その他の用水	第1類又は第2類	第1種	1年ごと		
消防活動上必要な施設	排煙設備	第4類又は第7類	第2種			
	連結散水設備	第1類又は第2類	第1種			
	連結送水管					
	非常コンセント設備	第4類又は第7類	第2種			
非常電源	無線通信補助設備	当該非常電源、配線又は総合操作盤が附置される各消防用設備等の点検資格を有する者	1年ごと	1年ごと		
	非常電源専用受電設備					
	蓄電池設備					
	自家発電設備					
配線		6月ごと	6月ごと	設備等設置維持計画に定める点検の期間ごと		
総合操作盤						
特殊消防用設備等		甲種特類	特種			

*必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等

点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

根拠法令：消防法施行規則第31条の6 第3項

防 火 対 象 物 (消防法施行令別表第1)			点検結果報告の期間	
			消防用設備等	特殊消防用設備等
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場		
	ロ	公会堂又は集会場		
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの		1年に1回
	ロ	遊技場又はダンスホール		
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの		
	イ	待合、料理店その他これらに類するもの		
(3)	ロ	飲食店		
	(4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場			
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの		3年に1回
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅		
(6)	イ	病院、診療所又は助産所		1年に1回
	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者更生援護施設(身体障害者を収容するものに限る。)、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設		
	ハ	幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校		
	(7) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの			3年に1回
(8)	(8) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの			
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの		1年に1回
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
(10)	(10) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)			3年に1回
	(11) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの			
(12)	イ	工場又は作業場		3年に1回
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場		
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
(14)	(14) 倉庫			
	(15) 前各項に該当しない事業場			
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		1年に1回
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		
(16の2) 地下街			1年に1回	
(16の3) 建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)				
(17) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物			3年に1回*	
(18) 延長50メートル以上のアーケード				

■は特定防火対象物

*特定用途に供される場合には、1年に1回

点検実施に当たって

防火対象物の関係者



点検実施者



◆事前に◆

- 点検の日時、手順等を点検実施者と十分に打合せします。
- 点検を実施する旨を回覧、社内放送等で関係者に知らせます。



◆点検実施時に◆

- 点検実施者が、点検に必要な点検器具や免状を所持しているかを確認します。
- 点検に立会い、点検が確実に行われているかを確認します。



◆点検終了後に◆

- 点検終了後は、元の状態に復旧されているかを確認します。
- 不良個所があったものは、速やかに改修します。
- 点検の結果は、消防長・消防署長に報告するとともに維持台帳に編冊し保管しておきます(消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの(原則は3年)については、点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけよいことになっています。)。

- 点検する消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書(着工届など)を確認し、概要を把握しておきます。
- 防火対象物の利用者等に対し、危害防止を図るために必要な処置を講じます。
- 点検は、消防用設備等にあっては点検基準及び要領に基づき、特殊消防用設備等にあっては設備等設置維持計画に定める点検の基準に基づき確実に行います。



- 点検終了後は、元の状態に復旧されているかを必ず確認します。
- 点検の結果、正常であるものについては、点検済票(ラベル)を貼付します。
- 点検の結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に記入し、防火対象物の関係者に提出します。



消防用設備等に点検済票(ラベル)が貼られていますか?

点検済票(ラベル)は、都道府県消防設備保守協会が一定の要件を満たしている点検実施者(表示登録会員)に交付するものです。

点検済表示制度とは…

- 消防用設備等の点検が適正に行われ、機能が正常であるものに、点検済の表示をし、点検実施者の責任を明確にするとともに防火対象物の関係者、利用者などに維持管理が適正に行われていることを知らせるものです。

- 防火対象物の関係者・点検済票(ラベル)交付機関・点検実施者などが、消防用設備等の維持管理の適正化を図ることを目的に一致協力して推進するものです。

点検済票(ラベル) が貼られるることに よって…

- 点検実施者の責任が明確になり、適正な点検が期待できます。
- 点検日、点検の内容がわかります。
- 次回の点検時期がわかり、維持管理の徹底が図れます。
- 安全のシンボルマークとして、建物利用者に安心感を与えます。
- 点検報告や立入検査などの行政事務の一部の簡素化につながります。

点検済票(ラベル)交付機関



防火対象物の関係者 点検実施者



表示登録会員は、高い技術を持っている点検のプロフェッショナル!

点検済票(ラベル)は、適正な点検の証 あかし

点検済票(ラベル)の様式・種類

点検業者用



消火器以外の消防用設備等用



点検業者以外の者用



消火器以外の消防用設備等用



点検から報告まで



■消防用設備等

●機器点検（6月ごと）

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認することです。

- (1) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動
- (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項

(3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

●総合点検（1年ごと）

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認することです。

■特殊消防用設備等（設備等設置維持計画に定める点検の期間ごと）

●設備等設置維持計画に定める点検の基準に従い確認することです。

不良個所

整備

●政令で定める消防用設備等の整備（軽微な整備は除く。）は消防設備士でなければできません。

●法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票（ラベル）を消防用設備等の定められた位置に貼付します。

●点検済票（ラベル）は、各都道府県消防設備保守協会に登録した点検実施者に交付されます。



●点検した結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します。

●報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は、消防庁告示で定められています。

■消防用設備等

●特定防火対象物 = 1年に1回
(百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など)

●非特定防火対象物 = 3年に1回
(工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など)

■特殊消防用設備等

●設備等設置維持計画に定める期間ごと

●防火対象物関係者が、消防長又は消防署長（消防本部のない市町村は市町村長）へ直接又は郵送（消防長又は消防署長が適当と認める場合）にて提出。



関係法令等抜き

平成16年10月1日現在施行

●消防法（昭和23年法律第186号）

〔消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外〕

第17条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

②・③〔略〕

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告〕

第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令〕

第17条の4 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

② 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における同条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

③ 第5条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による命令について準用する。

第41条 次のいずれかに該当する者は、これを1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

①～③〔略〕

④ 第17条の4第1項又は第2項の規定による命令に違反して消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置しなかつた者

② 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

①～⑦〔略〕

⑦ (3) 第8条の2の2第1項又は第17条の3の3の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

⑧ 第17条の4第1項又は第2項の規定による命令に違反して消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかつた者

⑨～⑯〔略〕

〔両罰規定〕

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

①・②〔略〕

③ 第39条の2第1項若しくは第2項、第39条の3第1項若しくは第2項、第41条第1項（同項第2号及び第4号を除く。）、第42条第1項（同項第5号及び第7号を除く。）、第43条第1項、第43条の4又は前条第1号、第3号、第7号の3若しくは第8号 各本条の罰金刑

●消防法施行令（昭和36年政令第37号）

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等〕

第36条 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物は、別表第1(20)項に掲げる防火対象物とする。

2 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

① 別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16)の2項及び(16)の3項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

② 別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

③ 前2号に掲げるもののほか、別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、1）以上設けられていないもの

●消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告〕

第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び

点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

2 法第17条の3の3の規定による特殊消防用設備等の点検は、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行うものとする。

3 防火対象物の関係者は、前2項の規定により点検を行つた結果を、維持台帳（第31条の3第1項及び第33条の18の届出に係る書類の写し、第31条の3第4項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等の維持管理に必要な書類を編集したもの）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

(1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16)の2項及び(16)の3項に掲げる防火対象物 1年に1回

(2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項までに掲げる防火対象物 3年に1回

4 法第17条の3の3の規定による点検の方法及び点検の結果についての報告書の様式は、消防庁長官が定める。

5 法第17条の3の3の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。

6 法第17条の3の3に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に専ら必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、公益法人であつて総務大臣の登録を受けたもの又は公益法人以外の法人であつて消防庁長官の登録を受けたもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に専ら必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第2項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第2項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

(1)～(10)〔略〕

7 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

(1) 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 法に違反し、罰金の刑に処せられたとき。

(4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行つていなことが判明したとき。

(5) 資格、学歴、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

(6) 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

●通知（平成8年4月5日付消防予第61号）

消防用設備等点検済表示制度について

消防用設備等に係る点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）については、財團法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）の定める「消防用設備等点検済表示制度普及要綱」（以下「普及要綱」という。）により運用されてきたところである。

今般、安全センターにおいては、点検済表示制度の統一的な実施等を図ることを目的として、普及要綱の一部を改正し、別添のとおり「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」（以下「推進要綱」という。）としたところである。

については、下記事項に留意のうえ、本制度の適正な運用について格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村に対しても、よろしくその周知を図られたい。

記

1 防火対象物の関係者、点検実施者等に対し、消防設備士講習、消防設備点検資格者講習、防火管理者講習等の機会をとらえ、消防用設備等の適正な維持管理の徹底と併せて、点検済表示制度の適正な運用について周知を図ること。

2 点検済表示制度が活用される場合において、消防法に基づく消防用設備等の点検が適正に実施されていると認められるときは、次のような取扱いを行うことができるものであること。

ア 防火対象物の関係者からの消防用設備等の点検結果報告の事務手続の簡素化を行うこと。

具体的には、消防用設備等点検結果報告書に添付することとされている個々の消防用設備等の点検票に代えて、点検結果を記載した消防用設備等点検結果統括表（消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第3号、以下「告示」という。）別記様式第2）及び消防用設備等点検者一覧表（告示別記様式第3）の添付で足りるものとすること。

イ 防火対象物に対する立入検査時における消防用設備等に係る基準との適合の確認については、個々の消防用設備等の点検済表示の確認をもって代える等の簡素化を行うこと。なお、必要に応じて維持台帳及び点検票による確認を行うこと。

3 点検済表示制度の活用以外の方法で消防法に基づく適正な点検が実施されていると認められる防火対象物にあっても、2アに掲げる扱いを行うこととして差し支えないものであること。

4・別添〔略〕